# 「自転車の交通安全教育事業者公表制度（仮）」の概要について

資料9

## 自転車の交通安全教育の現状と課題

- 自転車の交通安全教育の充実を図るためには、その実施主体を民間事業者、関係機関等の多様な主体に拡大し、実施機会を増やしていくことが重要。
- 交通安全教育に携わる関係団体等から、「交通安全教育を効率よく展開・拡大できるような「官民連携ルート」を整備してほしい」、「優れた取組を行っている企業等があるところ、官民連携を一層強化するためにも、どこが、どのような内容の取組を行っているのか、一覧的に分かるような仕組みが整備されるとよい」との意見。

◆ 自転車の交通安全教育について優れた取組を行っている**事業者等をウェブサイト上に公開**。

◆ 自転車の交通安全教育の**実施主体（供給側）の「見える化」**を図り、**需要側とのマッチングを促進**することで、**実施主体の拡充も含めた自転車の交通安全教育の充実化**を図る。

## 公表制度のイメージ

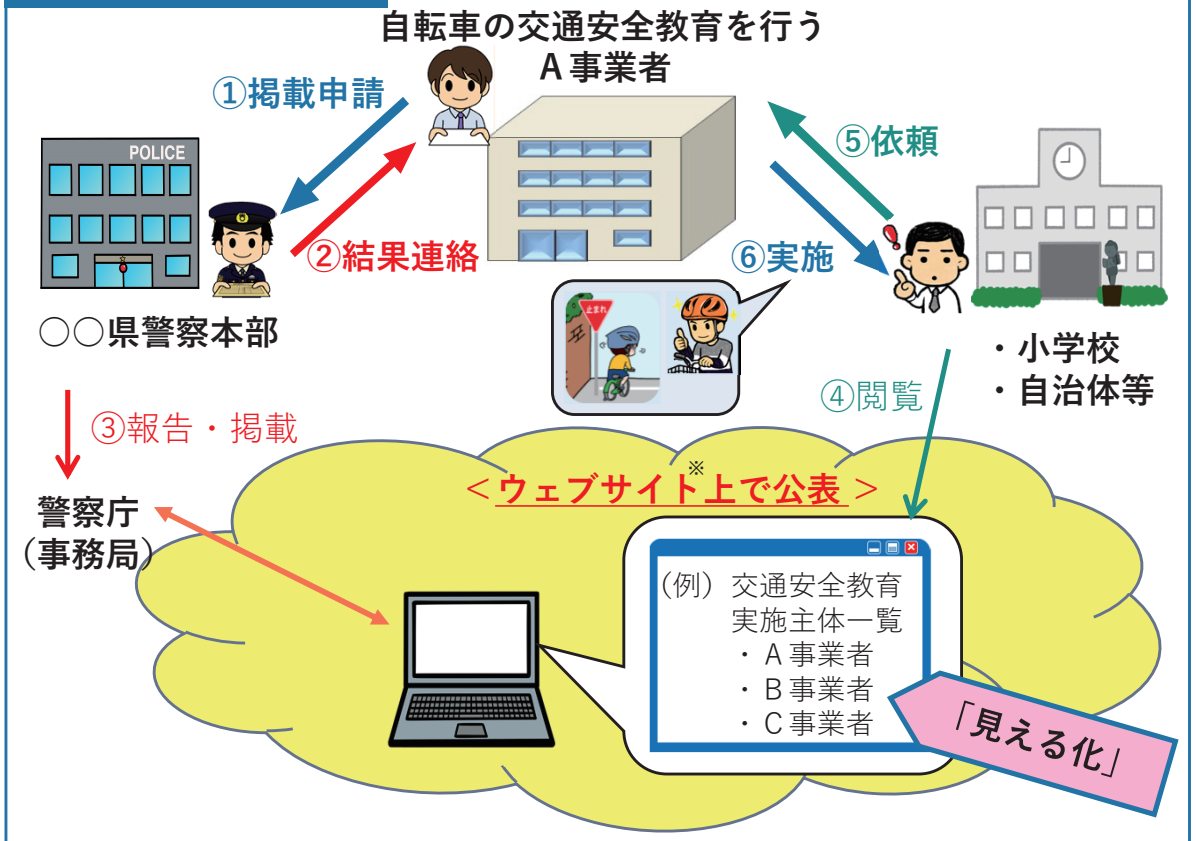


※「自転車の交通安全教育の充実化に向けた官民連携協議会」の特設サイトを検討

## 制度の内容（案）

1　**ウェブサイト掲載の対象**について

自転車の交通安全教育等を業として行う者であって、一定の基準を満たすもの。

2　**掲載の基準**について

次に掲げる事項を満たしていること。

(1)　主催する自転車の交通安全教室等における教育内容に自転車に関する交通法規が含まれること。

(2)　主催する自転車の交通安全教室等における教育内容及び教育方法が、受講者のライフステージの特徴に応じた効果的なものとなっていることその他「自転車交通安全教育ガイドライン」に即したものとなっていること。

(3)　主催する自転車の交通安全教育等の実施回数が年に（仮）４回以上であること。

(4)　責任者及び交通安全教育の実地経験を有する者を配置し、かつ、教育内容に応じて必要な体制を備えていると認められること。

(5)　掲載に適さない事由が認められないこと。